

2019年度 事業計画

公益社団法人 全国保育サービス協会

事業内容

1. ベビーシッター資格認定制度事業

ベビーシッター業をより拡充するためには、育児に関する専門的知識及び技術を有する資質の高い多くのベビーシッターを確保する必要がある。

そのため、協会が実施する養成研修及び現任研修、並びに居宅訪問型保育基礎研修を修了した、実務経験者を対象に「ベビーシッター資格認定試験」を実施し、合格した者及び「認定ベビーシッター資格取得指定校」で「在宅保育に関する科目」を履修して卒業した保育士で、資格を希望する者に認定ベビーシッターの資格を付与する。

また、過去に実施した認定試験の問題集を受験者の参考のために販売する。

〈内容〉

資格認定試験

- ・試験日 平成31年7月6日（土）
- ・試験地 東京・大阪・名古屋・岡山

資格取得者

- ・資格認定試験合格者に対し資格を付与する。
- ・資格取得指定校で要件を満たし希望する保育士に対し資格を付与する。

2. 資格取得指定校の指定及び資格取得者の登録管理業務事業

教科目に「在宅保育に関する科目」（2単位）を設けている保育士養成校を「認定ベビーシッター資格取得指定校」に指定する。また、資格認定試験及び資格取得指定校で資格を取得した全ての資格取得者の登録管理業務を行う。

〈内容〉

資格取得指定校

- ・指定申請校の在宅保育に関する科目並びに専任教員の適正等について、申請内容の審査と指定を行う。

資格取得者の登録管理

- ・資格認定試験で合格し希望する者に対し認定書を交付し登録管理を行う。
- ・指定校において要件を満たし希望する者に対し認定書を交付し登録管理を行う。

研究協議会の開催

- ・在宅保育に関する教育、研修及び研究、並びに情報を交換することを目的として開催する。

3. 研修事業

(1) ベビーシッター養成研修（国庫補助事業）

ベビーシッターとして経験の浅い者、これから始めたい者を対象に、ベビーシッターとしての基本的知識全般を身につけることを目的として実施する。

(2) ベビーシッター現任研修（国庫補助事業）

ベビーシッター養成研修を修了した者を対象に、ベビーシッターとしての専門的知識及び技術を身につけることを目的として実施する。

(3) ベビーシッター専門研修（国庫補助事業）

現任の保育者に対し、より専門性の高い必要とされるテーマを取り上げ、研修会を実施する。

(4) 経営者研修（国庫補助事業）

保育サービス事業の経営者、管理職者又は志す者等を対象に、法律、経営管理、社会的役割及び保育行政等について研修を実施する。

(5) 居宅訪問型保育研修〔基礎研修〕（東京都委託事業）

居宅訪問型保育事業にかかわる居宅訪問型保育者向けに市町村指定研修対応型の基礎研修を実施する。

(6) 居宅訪問型保育研修〔専門研修〕（東京都委託事業）

居宅訪問型保育事業にかかわる居宅訪問型保育者向けに市町村指定研修対応型の専門研修を実施する。

- (7) 東京都ベビーシッター利用支援事業補足研修（東京都委託事業）
東京都ベビーシッター利用支援事業に従事する予定の保育者を対象に、従事者要件を補足するための研修を実施する。
- (8) 東京都ベビーシッター利用支援事業ガイダンス研修
(東京都委託事業)
東京都ベビーシッター利用支援事業に従事する予定の保育者全員を対象とする研修を実施する。
- (9) 研修の充実に関する検討
居宅訪問型保育者及びベビーシッター等家庭訪問保育に携わる保育サービスの人材育成について、協会の研修全般のあり方を検討する。また、保育サービスの人材育成について、保育士養成校や地方自治体との連携のあり方を検討する。

〈内容〉

- | |
|--|
| (1) ベビーシッター養成研修 東京 3回、名古屋、大阪、他 2か所各 1回実施する。 |
| (2) ベビーシッター現任研修 東京 3回、名古屋、大阪、他 2か所各 1回実施する。 |
| (3) ベビーシッター専門研修 東京 2回、他 2回実施する。 |
| (4) 経営者研修 東京において 1回実施する。 |
| (5) 居宅訪問型保育〔基礎研修〕 6回 : 5日間 |
| (6) 居宅訪問型保育〔専門研修〕 1回 : 2日間 |
| (7) 東京都ベビーシッター利用支援事業補足研修 |
| (8) 東京都ベビーシッター利用支援事業ガイダンス研修 |
| (9) 研修内容検討委員会の設置 2回程度開催 |

4. 受託研修事業

地方自治体や各地域における団体等が実施する、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業に従事する保育者の研修の受託を進める。

〈内容〉

- ・研修会の受託
- ・居宅訪問型保育研修〔基礎研修〕
- ・居宅訪問型保育研修〔専門研修〕
- ・家庭的保育事業の認定研修 等
- ・講師の派遣や紹介を行う。
- ・各種教材を提供する。
- ・講義内容等への指導及び助言を行う。

5. リスクマネジャー養成研修事業

会員事業者が、日常業務における事故防止及び災害・事故に対する的確な対応を構築し、安全な保育環境を作り、信用・信頼を得るために体制を構築するために、リスクマネジャー養成研修を実施する。

〈内容〉

- ・危機管理委員会の運営
- ・事業者への保険メリットの検討
- ・「リスクマネジャー養成研修」の実施

6. 啓発事業（国庫補助事業）

広く社会にベビーシッターを始めとする訪問保育サービスや施設保育サービス及び指定保育士養成施設への理解並びに保育サービスの利用普及を目指して啓発活動を実施する。

（1）発行物による啓発

利用者、企業、都道府県、市町村等地方公共団体及び保育サービス事業者、保育士養成施設等に対し、居宅訪問型保育事業等の保育サービスに関する様々な情報を提供し理解を得るために「情報誌」等を発行し配布する。

（2）インターネットによる啓発

何時でも何処でも誰にでも居宅訪問型保育事業等の保育サービス情報及び協会の研修、事業活動を、インターネットを通じて広く社会に発信する。

また、会員との連絡ツールとして有効な活用を検討・実施していく。

〈内容〉

(1) 発行物

- ・啓発用情報誌「ACSA PRESS」を1回発行及び配布する。
- ・ベビーシッター派遣事業（割引券）の普及啓発のためのリーフレット等を作成し配布する。

(2) インターネット

ホームページの更新管理を随時行う。また、インターネットを利用してタイムリーな情報発信を行う。

7. 調査研究事業

(1) 実態調査の実施（「Baby Sitter Now」の発行）

会員事業者の経営実態、訪問保育や施設保育の現場での勤務等の実態、利用者の実態及び認定ベビーシッター資格取得指定校における履修者の実態を知るために、アンケート等による調査を実施する。

その結果を実態調査報告書にまとめ、関係各方面に訪問保育サービス業、施設保育サービス業、ベビーシッター等の保育者及び利用者への理解を深めるための材料として提供する。併せて会員事業者の事業の改善及び拡充等、更に認定ベビーシッター資格取得指定校の拡充等に資することも目指す。

〈内容〉

アンケートの企画設計及び作成を行い、配布回収の後、集計分析を行い、報告書を作成し関係各方面に提供する。

- ・対象：会員事業者、ベビーシッター、利用者及び認定ベビーシッター資格取得指定校履修者とする。
- ・方法：調査票の配布等による調査を実施する。

8. 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（国庫補助事業）

国庫補助を受けて、企業の労働者が就労等のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合や、就学前の多胎児の育児を行う保護者等

がベビーシッターサービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成するベビーシッター派遣事業を実施する。

〈内容〉

- ・企業から割引券の申込み、発行、精算、割引料の振込処理
- ・審査委員会の運営と取扱事業者の審査の実施
- ・割引券の返却と返金処理

9. 東京都ベビーシッター利用支援事業（東京都委託事業）

東京都において、待機児童の保護者または育児休業を1年間取得した後復職する保護者に対し、子どもが保育所等に入所するまでの間、東京都が認定した認可外のベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成するベビーシッター利用支援事業を実施する。

〈内容〉

- ・助成券IDの発行、精算、助成料の振込処理

10. 会員交流事業

正会員が地域毎又は一堂に会して、交流をする場を設けていくと共に、事業者会員並びに保育士養成施設会員を対象に研修会を実施する。更に、今年度も引き続き会員のための福利厚生を検討する。

（1）交流事業

正会員及び準会員同士の意見交換や情報交換等、正会員相互の連携や親睦を図るため、地域別等さまざまな形態による交流の場を設ける。

（2）経営者のための経営力向上研修

経営者及び管理者に対し、経営力の向上及びマネジメント能力の向上を目指すための研修を行う。

(3) 保育士養成施設会員の交流

研究協議会等の機会を活用し、認定ベビーシッター資格取得指定校との意見や情報交換等、連携や親睦を図る。

〈内容〉

(1) 交流会

- ・地域別、複数地域合同及び全国合同の形態で会員交流会を開催する。
- ・会員のための福利厚生制度について検討する。

(2) 経営者のための経営力向上研修

- ・開催場所 東京
- ・開催回数 1回程度

(3) 保育士養成施設会員の交流事業

- ・研究協議会の開催時に合わせて交流会を開催する。

11. 法人業務

(1) 渉外・広報

訪問保育や施設保育サービス事業者、指定保育士養成施設及び協会事業への理解と周知及び普及啓発のために厚生労働省、地方自治体及び関係団体等に対し情報の提供・収集、意見交換等の場を設け、積極的に意見要望等を行う。

更に、子育て中の家庭に対し、有益な情報を様々な媒体を利用し、発信・提供を行う。

また、各方面へ働きかけ、正会員及び賛助会員の拡大を図る。

〈内容〉

- ・厚生労働省や内閣府、地方自治体、関係団体等との意見交換や情報の提供・収集と共に意見要望等を行う。
- ・メディア等にベビーシッターを始めとする、訪問保育や施設保育サービスに関する様々な情報の提供を行う。
- ・正会員及び賛助会員のさらなる拡大を検討しながら、新たな会員の獲得を行う。

(2) 公益社団法人としての活動の強化

1) これから協会検討

公益社団法人として、協会の事業及び理事会や事務局等の機関設計について、これからのあり方や進むべき方向を、定款、諸規定並びに法令等を基本としながら、中・長期での展望を検討していく。

2) 公益社団法人としての対応

公益社団法人である協会は、不特定且つ多数の者の利益の増進に寄与するよう、公益目的事業の実施を主たる目的とし、会計基準に付いても公益目的事業比率を遵守する。

3) 事務局機能の強化

多様化する事業に対して事務局機能を強化する。

〈内容〉

- ・中期、長期にわたる、これからの協会の展望について、検討を行う。(3、5ヶ年事業計画の作成)
- ・事務局機能の強化を図る。

12. その他

事業受託や外部資金の獲得による事業及び調査研究を推進する。